

明治期における「再製茶女工」とその再評価

栗 倉 大 輔

本稿は、明治期日本において製茶再製に従事した女性労働者＝「再製茶女工」について論じ、その再評価を試みるものである。この再製技術は中国から導入されたもので、製茶輸出時に施された「火入れ（＝乾燥）」と「着色」のことをいう。再製は居留地外商が經營していた「お茶場」で行われ、その現場は中国人男性が監督していた。

本稿では、お茶場における労働内容や内部のヒエラルキー、労働環境、賃金を詳細に検討した。これらの他にも、「再製茶女工」となった女性本人についても論じている。さらに、当時の新聞・雑誌における彼女たちに関する報道の分析を通じて、そのイメージ形成についても検討を加えた。以上を通じて、「再製茶女工」に対する「女工哀史」的な見方を修正する必要があること、また明治期日本の産業発展に未婚・若年労働者だけではなく既婚女性も大きな役割を果たしていたことを明らかにした。

はじめに

明治期日本において製茶は生糸と並ぶ主要輸出品であったが、この輸出製茶の大部分は、「外觀内容とも緑茶として外国人の好みに合い輸出茶の一つの品質基準」¹⁾とされた宇治風煎茶であった。国内で生産された製茶（煎茶）の大部分は主にアメリカに輸出されていたが、横浜や神戸という開港場で「再製」と呼ばれる工程を経なければ輸出できなかった。この再製とは、「火入れ」と「着色」のことをいう。火入れは、火にかけた鉄釜あるいは竹籠に入

1) 大石（2004），356ページ。この宇治風煎茶とは、宇治製法で製造された煎茶のことである。宇治製法は、1738（元文3）年に京都の宇治に隣接する綾喜郡宇治田原村湯屋谷の篤農家であった永谷宗円により発明された。それまで行われていた一般庶民の飲茶法は、「若葉・古葉を残らず摘み取り、冷水で冷やした後よくしぼりあげ、筵に広げて干してから揉み、焙炉で乾かしたもの煎じて飲む」というものであったが、宇治製法は、「新芽のみを用いて湯で蒸し、急速に冷却し、その後直ちに焙炉上で手揉みをしながら乾燥させる」という方法であった。この宇治製法で製造された煎茶は、美しい緑色を持ち、甘味があり、香りも非常によく、これまでよりもはるかに洗練されたものとなった。18世紀後半以降、この宇治製法が全国に普及していき、やがて煎茶が日本茶の主流となっていました（農山漁村文化協会編（2008），155ページ）。

れた茶葉を手で搅拌しながら乾燥させることである。茶産地で生産された段階の製茶は輸出するには乾燥が不十分であり、このため長期の輸送中に品質の低下をまねく可能性があった。着色は、火入れ中に着色料を使って茶葉に艶を出すことである。こうして製茶は輸出茶＝再製茶となる。この製茶再製が行われた建物を「お茶場」といい、居留地外商が経営していた。お茶場では男性の中国人現場監督のもと、多くの貧しい日本人女性労働者＝「再製茶女工」が再製に従事していた。中国人が監督をしていた理由は、この再製技術が中国から導入されたものであったためである。

本稿の課題は、この製茶再製に従事した「再製茶女工」について明らかにし、同時にその再評価を試みることである。この「再製茶女工」は、横浜と神戸のお茶場で働いていた女性労働者とするが、これは明治期の製茶輸出がこれら2港を中心に行われていたためである。

明治期日本において製茶生産量の大部分が輸出されていたということは、当時の日本製茶業が輸出によって支えられていたということを意味する。その製茶輸出に再製が不可欠であった以上、「再製茶女工」も茶産地の生産者や製茶売込商などと同様に、明治期日本製茶業を支えていた存在といえよう。こうした観点から、「再製茶女工」について論じることは、明治期日本製茶業史研究において意義あるものと考える。そして、このことを通じて、明治期日本の産業発展と女性労働との新たな関係を明らかにしたい。

次に、「再製茶女工」に関する先行研究をみてみよう。これらは主として①製茶業史、②労働運動史、③自治体史、の3つに大別される。なお、これらの分析期間は総じて明治中期（1880年代～90年代半ば）を中心としている。

製茶業史においては戦前に刊行された加藤編（1935）が「再製茶女工」について、鉄釜火入れを担当し、その熱気だけでなく中国人現場監督による虐待も受けている女性労働者と位置付けている²⁾。

その後の服部（1958）、日本茶輸出百年史編纂委員会（1959）はお茶場の構造などにも触れているものの、やはり「再製茶女工」の苦汗労働ぶりに焦点が当てられている。そして、両者ともにお茶場が日本人の人権が無視された苛酷な労働環境であったとしている。近年の寺本（1999）や白鳥・岡（2006）の「再製茶女工」の記述にも、こうした考えが基本にある。寺本（1999）は、「商館主は女工に対してしばしば暴行を加え、その上、賃金の不払いや支払遅延、減額など、労働契約の不履行は絶えず」起こり、また賃金については神戸の事例であるが低賃金であったとしている³⁾。白鳥・岡（2006）においても「外国商館が設置した再生工場では、日本人女工が過酷な労働を強いられており、お茶版の「女工哀史」という

2) 加藤編（1935）、137-138ページ。

3) 寺本（1999）、87ページ。

べき状況が展開されていた」とある⁴⁾。以上のように製茶業史研究では「再製茶女工」の「女工哀史」的側面を強調する流れが戦前から続いている。

労働運動史においては、労働実態と賃金について分析が行われているものの、そのウェートは前者の方に置かれている。堅山編（1966）は、横浜お茶場の賃金について、「当時の女子労働日給としては最高水準」とした。しかし、その一方でお茶場での労働が「囚人労働的状態」であったとしている。そして、その背後には「治外法権下の居留地産業という特殊企業性」があり、その象徴として「カンプとよばれた清国人監督の存在」をあげている⁵⁾。労働運動史でも「再製茶女工」の苦汗労働ぶりを重視している。なお、女性労働史研究では「再製茶女工」は一切取りあげられていない⁶⁾。

これらと違い、自治体史など開港場社会について述べたものでは、「再製茶女工」の賃金に焦点を当てているものが多い。横浜市（1968）は、明治期横浜における労働および労働者の記述のなかで「再製茶女工」について言及している⁷⁾。ただし、堅山編（1966）とは異なり、労働実態よりも賃金の分析に重点を置いている。そして、景気による変動があったしながらも、堅山編（1966）と同じく高賃金であったとしている。また、横浜開港資料館編（1988）は、『東京横浜毎日新聞』とその改題紙『毎日新聞』の記事を取りあげながら、「再製茶女工」とともに製茶貿易に従事した人々（お茶場内の男性労働者や輸出茶箱製造人、運送業者など）について述べている。そして、彼女たちが従事したのは「苛酷な労働であったが、賃金は他の労働に比べて高く、労働者社会を潤したことは否めない事実」としている⁸⁾。一方神戸については、堅田（1964）・本田（1967）・神戸市（2000）などが、「再製茶女工」の賃金が低賃金であったことを指摘している。

4) 白鳥・岡（2006），36ページ。

5) 堅山編（1966），37-38ページ。なお、同書には1889（明治22）年6月21日にお茶場で賃上げ反対ストが発生し、これに対し商館側が「職工」締め出しで対抗したことが記されている（39ページ）。これは日本最初のロック・アウトとされ、法政大学大原社会問題研究所編（1986）でも取りあげられている（56ページ）。また、横浜市（1968）によると参加人数は400人（852ページ）だが、「当時の新聞にはのっていないので、これ以上のことはわからない」（849ページ）ものである。堅山編（1966）もこれについて詳細に記していない。発生の年月日は明確なのだが、当時の資料には記されていない出来事である。筆者も当時の資料を調べてみたが、これについて記したものを見つけることはできなかった。仮に本当に発生していたならば、「再製茶女工」が参加した可能性は極めて高いのだが、この出来事を実証することができないため、本稿では取りあげないこととする。

6) 例えば明治期の女性労働について言及している三瓶（1957）や西成田（1985）などには「再製茶女工」に関する記述はない。

7) 横浜市（1968），847-848ページ。

8) 横浜開港資料館編（1988），56ページ。

このように、従来の「再製茶女工」研究の論点は、①過酷な労働実態と、②賃金の2点に大別されることがわかる。そして、どちらを重視するのかは各分野で分かれている。賃金についても横浜は高賃金、神戸は低賃金というように主張が異なる。しかし、これ以外については、先行研究ではほとんど取りあげられていない。つまり、先行研究では分析期間だけでなく分析対象も限定して「再製茶女工」を論じてきたのである。

以上を踏まえて本稿では、「再製茶女工」の実態を明らかにするため、先行研究では利用されることの少なかった資料も用いながら、その労働実態や賃金を詳細に検討する。これらに加えて、従来ほとんど論じられてこなかった「再製茶女工」となった女性たちについても検討を加える。当時の資料や新聞、お茶場の目撃談などから、どのような女性が「再製茶女工」としてお茶場で働いていたのかを具体的に明らかにしていきたい。

また、「再製茶女工」がどのようにみられ、記述されてきたのか、すなわち「再製茶女工」のイメージ形成についても論じていく。この点に関しては、「再製茶女工」を取りあげる刊行資料および新聞や雑誌の記事の書き手がほぼ全員男性であったと思われることに注意が必要である。書き手（男性）の視点も分析対象として、「再製茶女工」についてより具体的に明らかにできると思われる。

1. お茶場における労働

ここではお茶場における作業内容や、労働者数、労働環境についてみていく。なお、再製の機械化が明治30年代から始まるのだが、それが「再製茶女工」に深刻な影響を与えたとは思われないため1-1で概略を述べるのみにとどめる。ただし、労働環境の過酷さが再製機械の開発の一因となったことから、この点を1-3で述べる。

1-1 労働内容

ここではお茶場での様々な作業について述べる。まずは再製方法からみていく。これには鉄釜を用いるものと、竹籠を用いるものの2種類があった。前者では低品質煎茶が、後者では高品質煎茶が再製され、それぞれ釜茶（パン・ファイヤード・ティー）、籠茶（バスケット・ファイヤード・ティー）と呼ばれた。鉄釜の大きさは、直径がおよそ53~60センチメートル、深さがおよそ33~45センチメートルであった⁹⁾。竹籠は、円筒状で中央がくびれていて、高さ70センチメートル、上下端の円形の直径65センチメートル、くびれた中央部分の直

9) 加藤編（1935）では直径21インチ≈53.3センチメートル、深さ13インチ≈33センチメートルで（137ページ）、淵野編（1957）では直径2尺≈60.6センチメートル、深さ1尺5寸≈45.5センチメートルであった（245ページ）。

径57センチメートルであった¹⁰⁾。

鉄釜による再製は、まず一度に重量5ポンド（およそ2.2キログラム）の茶葉を鉄釜に入れ、約40分間手で攪拌する。この攪拌中に、紺青・黄土・藍青・などの着色料を混ぜる。再製を終えた茶葉は、火のない冷釜に移してさらに20分ほど攪拌する¹¹⁾。この鉄釜での火入れを「再製茶女工」は行っていたのである。なお、明治初期の駐日イギリス外交官が作成した日本の製茶関係の書簡・報告書をまとめた“Reports on the Production Tea in Japan”に所収されている神戸副領事H. S. ウィルキンソンの兵庫・大阪の製茶貿易に関する報告書（1872年10月11日付）によると、鉄釜（pan）には2種類あったことが記されている¹²⁾。同じく“Reports on the Production Tea in Japan”所収の、ほぼ同時期の横浜の製茶貿易の状況を記した神奈川領事ラッセル・ロバートソンからワトソン氏に送った書簡（1873年2月26日付）にも、再製に鉄釜（pan）が使用されていたことが記されている¹³⁾。ただし、神戸のように鉄釜に種類があったという記述はみられない。

竹籠による再製は、茶葉を入れた籠を灰をかけた炭火の上に30分から40分置く。この間何度か籠を火から下ろして攪拌する。このあと茶葉は外気で冷やされる¹⁴⁾。竹籠は鉄釜よりも作業負担が軽いことがうかがえる。

冷釜や外気で冷まされた茶葉は、輸出用茶箱に詰められ輸出される。この作業は、ウィルキンソン報告書に記述がある運搬（carrying）、計量（weighing）、箱詰（Packing）、その他肉体労働（other heavy work）に該当するものと思われる¹⁵⁾。これらは日本人男性（Japanese Coolies）が担当していた。また、明治中期の新聞記事にも、「茶焙以外に商館蔵掛りとして男子人夫を使用する」とある¹⁶⁾。

このほかにも、現場監督である「監督人」、着色料を配分する「薬屋さん」、鉄釜の炭火を調節する「火番さん」がいた¹⁷⁾。なお、明治後期の神戸には、これら3つの役割を兼ね備え

10) 柴田（2005），15ページ。

11) 寺本（1999），87ページ。なお着色料の種類については、横浜市役所（1930），582ページ。

12) Irish University Press Shannon Ireland (1971), p.115. 1つは、1度に5ポンドの茶葉を入れるので Canton Pan といい、もう1つは3ポンドの茶葉を入れるもので Fychow Pan といった。そして、前者を受け持つ場合は「再製茶女工」1人につき1個、後者の場合は1人につき2個であった。ただし、2種類の鉄釜の使用が神戸のお茶場全体で行われたのか、それとも特定のお茶場のみの限定的なものであったのか、そのあたりは明確に記されていない。また、この報告書作成後も2種類の鉄釜が使用され続けたのかどうかも定かではない。

13) Irish University Press Shannon Ireland (1971), p. 123.

14) Ukers (1935), p. 322. 翻訳は静岡大学 ALL ABOUT TEA 研究会編訳（2006），59ページ。

15) Irish University Press Shannon Ireland (1971), p. 116.

16) 1893年5月18日付『毎日新聞』。

17) 横浜市役所（1930），582ページ。

た「火番」という役職が登場する¹⁸⁾。

1891（明治24）年には、原崎源作によって「再製茶女工」が担当していた鉄釜火入れ＝釜茶製造用の再製機械が発明される（特許取得は1898年）。原崎は静岡県榛原郡出身で、横浜への製茶売込および製茶輸出の促進に尽力した人物である。特許取得後、この原崎の再製機械を外商も利用するようになった¹⁹⁾。しかし、再製機械の導入が一気に広まったというわけでもなかった。神戸では1907（明治40）年になっても、再製機械を使用しないお茶場があつたが、これには機械への設備投資による生産よりも、「再製茶女工」による生産の方に採算があったためとされる²⁰⁾。再製機械が発明されたとはいえ、すぐには「再製茶女工」に深刻な影響を与えたわけではなかったのである。

なお、お茶場の稼動期間は4月下旬から10月下旬であった²¹⁾。すなわち、製茶再製は季節労働だったのである。

1-2 労 働 者

次に、お茶場内部の労働者について具体的にみていく。まずはその人数を把握しよう。

労働者数の資料には、お茶場1棟当たりの人数を記したものと、お茶場全体の人数を記したもの2つがある。ウィルキンソン報告書によると、お茶場内の現場を監督しているのは1人か2人の中国人男性で、残りは全て日本人であること、1つのお茶場の労働者の男女比は1：6で、女性が180人いることすると、男性は30人いるとしている²²⁾。ここからお茶場1棟には、およそ210人がいたことが判明する。明治中期には、お茶場1棟で「200釜以上1,200釜以下を備へ」ていたとあるから、お茶場1棟当たり「再製茶女工」だけで200～1,200人がいたことになる²³⁾。

お茶場全体の労働者数については、ロバートソン書簡に記述がある。これによると、お茶の季節の盛んな時期（in the height of the tea season）には1,800人から2,000人が横浜のお茶場に雇用され、その大多数が女性と子供であった²⁴⁾。ただしこれには、男性労働者についての記述はない。これ以降の労働者数は、当時の新聞記事を中心に何年かごとに確認できるくらいである。表1-1は、ロバートソン書簡以降の横浜お茶場での労働者数の推移を示し

18) 1897年11月2日付『毎日新聞』。

19) 加藤編（1935），139ページ。

20) 神戸市（2000），240ページ。

21) 横浜市役所（1930），581ページ。

22) Irish University Press Shannon Ireland (1971), p. 116.

23) 1893年5月18日付『毎日新聞』。

24) Irish University Press Shannon Ireland (1971), p. 123.

表1-1 横浜お茶場の労働者数および横浜居留地外国人数

年次	お茶場労働者		居留地外国人	
	人数	男女の記載		清国人
1877	3,000	女性のみ	2,404	1,142
1879	3,000以上	女性のみ	3,626	2,245
1889	3,000	男女	4,562	3,010
1891	2,500	女性のみ	4,933	3,348
1893	{ 5,000~8,000 2,000~3,000	婦女小児 男子人夫	4,946	3,325
1897	5,000	記載なし	4,728	2,743

(出所) お茶場労働者は、1877年は同年7月5日付『読売新聞』、79年は内藤(2000b), 9ページ。89年は同年5月30日付『読売新聞』。91年は同年6月27日付『東京日日新聞』。93年は5月18日付『毎日新聞』。97年は5月14日付『読売新聞』。居留地外国人および清国人は神奈川県(1973), 1058, 1061-1063ページ。

たものである。同表の居留地外国人（欧米人および清国人）の人数と比較してみると、お茶場で働く労働者の多さ、特に多くの女性が働いていたことが確認できる。また、「男子人夫」も含めると、最大で1万人が再製労働に従事していたこともわかる。

お茶場労働者には「再製茶女工」のほかに、中国人男性と日本人男性が含まれていた。先行研究では専ら「再製茶女工」が監督である中国人男性に虐待されていたことが述べられているが、日本人男性を含めた3者の関係性についてはこれまで分析されてはこなかった。そこで、お茶場内部のヒエラルキーをみてみよう。

お茶場の人的組織をみると外人経営者の下には通称勘平太（いわゆる買弁）がおり、その後に親分と呼ばれる現場監督が人夫（男）を使い、最下部に女工さんたちが汗びっしょりで気合をかけられながら働いていた。この人たちの間には一定の秩序があって、監督が労働者のいっさいの支配権を握っており、うまくリードして仕事の能率をあげ、女工たちは監督のいうことには絶対服従で黙々と焦熱の現場で働いた。²⁵⁾

このように、お茶場内部は、上から順に、「外人経営者」（外商）→「勘平太」（買弁）→「親分」（現場監督）→「男性人夫・再製茶女工」というような秩序が形成されていた。商館経営では外商がトップであるが、実務は買弁が行っておりその権限は相当なものであった²⁶⁾。また、「監督が労働者のいっさいの支配権を握って」いたとあるように、「釜場」=お

25) 淵野編(1957), 247-248ページ。

26) 横浜居留地の買弁については、西川・伊藤(2002), 131-150ページを参照。

茶場を実質的に管理していたのは「親分」すなわち現場監督であった²⁷⁾。

次に、お茶場における常雇いと日雇いの違いについてみてみよう。お茶場では、「平生から常雇として使はれて居るのは仕事に慣れた上等の働く手で人数も少く又極まつた職に就いて居るので、普通の焙じ方と来たら大抵其日其日に日雇のもので」あった²⁸⁾。常雇いの存在が、お茶場で働く労働者のなかでも一握りのものであったことがうかがえる。また、「焙じ方」すなわち火入れについては常雇いのものはおらず、専ら日雇いが従事していたこともわかる。それでは常雇いの作業は何だったのだろうか。先述した「監督人」・「薬屋さん」・「火番さん」の3つの役職については、「最初は支那人であつたが、後には日本人を使用する様になり、何れも常雇ひのものが多かつた」という²⁹⁾。再製技術が中国から導入されたものである以上、現場監督だけでなく「薬屋さん」や「火番さん」も中国人であることは当然のことであつただろう。「再製茶女工」が中国人男性監督に虐待されていた背景には、お茶場内部の人的階層における現場監督の優位性とともに、技術を持つ者と持たざる者という関係もあったと思われる。なお、こうした常雇いの作業は、中国人から日本人に担い手が変わっていったとしても、男性が担い続けたのだと思われる。図1-1は、お茶場内部の写真であるが、これをみると、「再製茶女工」はもちろんのこと、「監督人」や「火番さん」と思われる人物も写っているのがわかる。資料には明確に記述されていないが、写真で見る限りこうした「監督人」、「火番さん」は男性であったと思われる³⁰⁾。

それでは日雇い作業についてはどうだろうか。鉄釜による再製は女性=「再製茶女工」が担当していたが、当時の新聞記事や資料には、男性もそれを行っていたことが確認できる³¹⁾。また、図1-2は竹籠での火入れを写した写真であるが、製茶を攪拌しているのは男性である。しかし、「再製茶女工」も竹籠再製を担当していたのかについては不明である。

なお、冷釜の担当についても当時の資料には全く明らかにされていない。しかし、第3章で言及するように、冷釜も「女工」が担当していたことがわかる。おそらく冷釜担当も日雇

27) 横浜市役所（1930）にも、「殊に監督者の位置にある支那人の権力は偉大なもので、男女工の雇入れを初め、釜場一切の指揮をも受け持つて居た」とある（582ページ）。

28) 横浜新報社（1903），281ページ。

29) 横浜市役所（1930），582ページ。

30) 「火番さん」の仕事である鉄釜の火の調節役と思われる人物は、『横浜毎日新聞』の「再製茶女工」に関する記事でも確認できる。1876（明治9）年9月1日付の同紙の記事には「火焚き人足」，1879（明治12）年7月17日付の記事では「火焚役」という役職名が登場する。また、この2人はともに男性である。

31) 例えば、1878年7月12日付『横浜毎日新聞』には、元巡査という20歳の男が、「免職となり是と云ふべき資本もなく又商業の道にも涉らねば日々商館え近傍の婦女子とともに茶焙じに通ひ行き」とある。

図 1-1 お茶場内部の光景



(出所) 横浜開港資料館編 (1990), 205ページ。

図 1-2 籠茶再製の光景



(出所) 横浜開港資料館編 (1990), 205ページ。

いであったと思われる。

このように、お茶場における中国人と日本人との地位を比較してみると、明らかに中国人の方が高かった。さらに男女という視点でみてみると、お茶場での様々な作業においては、

中国人男性は常雇い、日本人男性も日雇いと常雇いともに担当できた。一方「再製茶女工」は、人数こそ男性よりも圧倒的に多かったものの、常雇いを担当した形跡がなく、日雇いである再製を主に担当していた。

1-3 労働環境

「再製茶女工」は男性中国人監督による虐待とお茶場内部の熱気に苦しんでいたことは先述した。それではこの熱気とはどのくらいのものだったのだろうか。また、それ以外にお茶場での過酷な労働を裏付けるものはあったのだろうか。以下の記述をみてみよう。

外から見たらお茶場でも石造か煉瓦造りの大な構へ、只だ盛んなと計り見えるが、扱て中に入つて見ると大に相違、お茶場ほど芥ほこりの多い暗い汚い処はない、而かも火熱は充満して夏などは華氏寒暖計が百十二三度に昇ることも敢へて奇らしくないので、身体は疲れる火釜使うので手は膨れる、頗ぶる不衛生に出来上つて居る次第……³²⁾

上記によると、お茶場内部は華氏112~113度であった。この資料が書かれる少し前の新聞記事にも、お茶場内の「熱度と云へば大抵何處も百十五度を下らず新参の者は其入口にて一度は氣絶する程」だったという³³⁾。この115度というのも華氏のことと考えてよいであろう。華氏112~115度を摂氏に換算すると、44.4~46.1度に相当する。こうしたことは同時に、お茶場が火災発生の危険性もある環境であったことも意味していた³⁴⁾。

熱気が充満したお茶場は、「芥ほこりの多い暗い汚い処」でもあった。このことは、換気も悪く呼吸をするのにも一苦労であったことをうかがわせる。明治後期の神戸のお茶場も「茶の粉末は浮塵子の如く其邊の空中一面に飛揚し大気を緑色に染め倣し香氣流石に紛々たるも場所慣れざる者には転た呼吸の逼迫を覚えしむるものあり」という状況であった³⁵⁾。こうした茶の粉末だけではなく、お茶場内には着色料も飛び散っていた。お茶場での労働を終えた「再製茶女工」たちの顔は、着色料のために「茶いぶりに色づけられた一種の怪青色」

32) 横浜新報社（1903），283ページ。

33) 1891年6月27日付『東京日日新聞』。

34) 実際に神戸では1880（明治13）年3月29日に、横浜では1893（明治26）年6月4日にそれぞれお茶場で火災が発生している（前者は同年4月1日付『読売新聞』、後者は同年6月6日付『読売新聞』）。また1886（明治19）年6月29日に横浜の182番館（アメリカ3番館のお茶場）の2階が崩れ落ちた事故があったのだが、そのことを報じた新聞記事にも、「場合が場所丈ヶ火氣の恐れあればとて巡查数名出張し夫々注意せられたり」とある（1886年7月1日付『毎日新聞』）。お茶場が火事を引き起こしやすい場所であることを当時の人々も認識していたことがわかる。

35) 1903年5月21日付『神戸又新日報』。

になったという³⁶⁾。しかし、図1-1の写真に写っている「再製茶女工」たちは、粉塵あるいは着色料への対策は特にしているようにはみえない。

また、「身体は疲れる火釜使うので手は膨れる」とあるように、茶葉を攪拌するのも苦しいものであった。当時の新聞記事にも、「釜下には「ピンテウ」炭の烈火を焚き茶焙婦は素手にて釜中の製茶を摩擦するものなり勿論終日中腰にて労働するものなれば決して容易なる仕事にはあらず……不熟練の時は釜底の熱鉄に掌を触れ火傷することあり」とある³⁷⁾。お茶場内部が摂氏40度台半ばから後半を記録したということは、鉄釜はそれ以上の熱さであることは間違いないであろう。火傷の危険性は十分あったけれども、「再製茶女工」は素手で作業を行っていた。「決して容易なる仕事にはあらず」と書かれているように、高温のなか中腰で鉄釜を攪拌する「再製茶女工」の作業はかなり苛酷なものであったことがうかがえる。

これだけではなく、「頗ぶる不衛生」であったお茶場はコレラの感染源になったこともある。1877（明治10）年9月、日本では明治期になってはじめてコレラが全国的流行をみせた。この流行経路として、「長崎系統」（長崎に碇泊していたイギリス軍艦の水兵がコレラを発症し、そこから九州全域に流行）、「軍隊系統」（長崎系統で九州に広まったコレラが、同時期の西南戦争終結とともに政府軍帰還により全国に拡大）とともに、「横浜系統」があげられている。横浜で発生したこのコレラは千葉県・東京市・山梨県・群馬県・長野県と拡大していった。この年の全国の患者数は1万3,816人（うち死者数8,027人）、神奈川県では患者数1,148人（うち死者数664人）であった³⁸⁾。そして、横浜で最初にコレラを発症したのが、アメリカ3番館（スミス・ベーカー商会）のお茶場で働いていた「茶焙婦」すなわち「再製茶女工」であったとされる。同年9月5日に1人の「再製茶女工」がコレラに感染し、その後死亡したが、ほかに「再製茶女工」13人も感染しそのうち10人が死亡したといふ³⁹⁾。

さらに1879（明治12）年に再びコレラは全国的に流行する。この時の流行の規模は2年前よりもはるかに大きく、全国の患者数は16万2,637人（うち死者数10万5,786人）にのぼった⁴⁰⁾。神奈川県でも患者数が2,120人（うち死者数1,493人）と2年前の人数を大幅に上回っている⁴¹⁾。この事態にも横浜のお茶場は無縁ではなかった。以下の2つの新聞記事はその

36) 横浜市役所（1930），582ページ。

37) 1893年5月18日付『毎日新聞』。

38) 以上、1877年のコレラについては山本（1982），27-31ページ。なお神奈川県の死者数は、神奈川県警察部衛生課編（1917），6ページ。

39) 1877年9月19日付『横浜毎日新聞』。

40) 山本（1982），27ページ。

41) 神奈川県警察部衛生課編（1917），6ページ。

ことを物語るものである。

本港居留地三十六番地茶焙人足の内にて虎列羅病に感たる者ある故に他へ伝染するを予防する為め同館に居り合せたる茶焙人足無慮二百有余人を委く長浦の消毒所へ送らるゝに付其家族を扶助する為め横浜区役所にてハ臨時各戸長の会議を開き差向き困難の者へ飲食物の手当をなすの方法を議定せられたり⁴²⁾

本稿居留地の茶焙じ場を所持する館々へハ三四日前本県衛生課の官員出張なして不潔なる便所或ハ臭気の甚しき処ハいつれも清潔に致されたりと⁴³⁾

お茶場で作業していた「茶焙人足」が送られた神奈川県長浦の消毒所は、コレラ対策として東京港に入港する船舶の調査および消毒などを行うために設置されたものである⁴⁴⁾。また、お茶場への衛生面に対して神奈川県の役人が出向いて指導していることは、お茶場がコレラの感染が拡大しやすい場所と認識されていたことをうかがわせる。

もちろんこうした衛生面での不備は、お茶場のみに該当するものではなかったであろう。しかし多くの労働者が働き、また換気も不十分だったお茶場では病気になる者もいたであろうし、また病気の蔓延しやすい場所であったといえる⁴⁵⁾。

このようなお茶場での労働時間はどれくらいだったのだろうか。先述のロバートソン書簡には、午前7時から午後5時までの10時間労働であること、ただし残業（overtime）も発生することなどが書かれている⁴⁶⁾。日本側の資料では、「朝は三時に起きて、五時の開門に間に合ふ様に到着しなければならない。かくて一日を熱氣蒙々たる茶焙じ蔵の裡から、午後四時乃至五時頃解放され……正に十一時間乃至十二時間の労働（午食時の休憩約四十分）」とある⁴⁷⁾。また、後述する高野房太郎の目撃談には13時間とされている。残業については、大量の製茶ができるだけ早く輸出にまわしたいときに行われたようである。横浜では「今日桑港へ出帆の米国郵船シテーラフペキン号にハ夥しく茶を積込是れがため居留地十九番なぞハ一昨日ハ夜半までも焙立輸出し」たことがあった⁴⁸⁾。また神戸でも、後述する通り夜業が

42) 1879年8月1日付『横浜毎日新聞』。

43) 1879年8月5日付『横浜毎日新聞』。

44) 山本（1982），47-48ページ。

45) 1883年4月29日付『読売新聞』には、昨年の夏にある医者がお茶場を巡視したところ、「斯く多人数が集つて終日仕事をしてハ健康上に大いなる害が有る」と述べたとある。

46) Irish University Press Shannon Ireland (1971), p. 123.

47) 横浜市役所（1930），582ページ。

48) 1878（明治11）年6月19日付『横浜毎日新聞』。

行われるときは増賃が行われている。

こうした長時間の過酷な労働環境は、「再製茶女工」の作業の機械化を促すことにもなった。先述の原崎源作は次のように述べている。

私は当時横浜商館のお茶場の惨酷迂愚なるを見る毎に、是は何とかしなければならぬと心を痛めて居た。第一は人道上から無残な同胞婦女子を救はねばならぬ。第二は国威宣揚の上から日本人の手によつて再製しなくてはならぬ。第三は品質保全の上から横浜まで原茶輸送により蒙る品傷みを避け、且つ手釜の煩を省くため、産地に於て水車なり他の動力なりで軽便な機械を動かし品質の傷まぬ先に再製火入れをなす必要がある。第四は経済上から人力を機械力によつて補はねばならぬと考へ……⁴⁹⁾。

このように原崎は、再製機械発明の理由をコスト面や再製の実権を日本人の手に取り戻すことなど4つあげている。このうち「惨酷迂愚」なお茶場で働く「無残な同胞婦女子」すなわち「再製茶女工」を苦役労働から解放することを開発理由の最初に述べている。それだけ原崎にとってお茶場の労働環境の劣悪さは衝撃的なものであったと思われる。

2. お茶場へ働きに出た女性たち

ここでは、「再製茶女工」となった女性本人についての分析を行う。最初に、彼女たちに関する資料を検討し、既婚女性が多かったことを論じる。次に、「再製茶女工」の子供たちについて述べ、彼女たちを取り巻く環境がお茶場の外でも厳しいものであったこと、その一方で子供たちのための施設が、彼女たちの抱えるリスクをある程度緩和させるものだったことを論じる。

2-1 お茶場と既婚女性

堅山編（1966）によると明治中期頃の横浜には、神奈川県内の不熟練労働者（余剰農業労働力等の転化により出現）と、他府県からの窮乏農民等がそれぞれ流入した。その横浜には、「男子に対する港湾人夫・土方・運送人夫・車夫、女子に対する茶焙工女等の多くの日雇労働者需要が存在していた」のである⁵⁰⁾。「再製茶女工」も、県内外から横浜に流入し「都市下層」を形成した女性労働者であったと考えられる⁵¹⁾。

49) 加藤編（1935），138ページ。

50) 堅山編（1966），16ページ。

51) なお、1870年代から1910年代の「都市下層」の女性労働について論じた三宅（1985）も、神戸のマッチ工場で働く女性労働者は取りあげてはいるが、「再製茶女工」は取りあげていない。

それでは、どのような人々であったのかについて具体的にみてみよう。以下は横浜のお茶場で働く労働者についての記述である。

元とは本牧邊の漁師や百姓の妻女が出掛けたものであるが、段々と殖えて来て今では根岸、相澤、北方、中村、戸部、神奈川の場末は素より近くは大岡、川村、生麦、程ヶ谷あたり、遠くは鎌倉郡、都筑郡の村々から、大分遣つて来るやうになつたが、多くは最下層の男女で男は三吉町者と格を同じうする浮浪者、女も大抵は夫れ等の女房や娘上等の分が精々車夫、人足、水呑百姓の妻女で……⁵²⁾

女性については、「妻女」、「女房」という表現から、未婚女性よりも既婚女性が多かったことが考えられる。なお、ここに出てくる三吉町者とは、「下等労働者の巣窟で、其の二、三、四丁目には多くの木賃宿が建ち並んで幾千の人足共がゴロゴロして居る」三吉町に住んでいる男性のことを指す。彼らは「風儀は悪るし骨惜みはする所謂仕様のないノラクラ者」、「一寸した事にも命懸けで喧嘩をする生命知らずの荒くれ者」であった。また、彼らは主に波止場での人足として働いていた。なお三吉町の木賃宿には、こうした人足のほかにも、「下駄直し人力車の挽子、研屋、巡礼、越後獅、チヨボクレ、祭文、法界節、夜流し」などがいた⁵³⁾。

明治初期に横浜で発行されていた『横浜毎日新聞』の記事のなかには、「再製茶女工」の夫が登場するものもある。先述の引用文でも、彼らは「三吉町者と格を同じうする浮浪者」や「車夫、人足、水呑百姓」とされているが、当時の記事をみてみても「人足渡世」⁵⁴⁾、「鳶の者」⁵⁵⁾、「木挽職」⁵⁶⁾であった。ほかにも後述するように、妻と一緒にお茶場に通う者もいた。

当時の新聞記事には、妊婦もお茶場に働きに出ていたことも述べられている。神戸では火入れ中に産気づき「製茶窓の間でオギヤーオギヤーと云ふ聲がするで一同驚きソレ子が生れたと騒ぎ立て」という事態になった⁵⁷⁾。また、横浜でもお茶場で作業をしていたものの、「頻りに虫がかぶるゆゑ仕事をしても居られず茶焙場を出て急ひで家へ帰る途中戸部町一丁目まで来ると最早堪へきれなくなり同町七番地の裏へ入つて芥溜の傍に在た炭俵を広げる間

52) 横浜新報社（1903），279ページ。

53) 以上三吉町者については、横浜新報社（1903），167-183ページ。

54) 1876年4月12日付『横浜毎日新聞』。

55) 1876年9月1日付『横浜毎日新聞』。

56) 1879年7月17日付『横浜毎日新聞』。

57) 1876年7月11日付『郵便報知新聞』。

もなくオギヤアと一声女の子を産み落し』てそこの近所中が大騒ぎになった⁵⁸⁾。

また、「再製茶女工」のなかには、既婚女性であったとともに子持の女性もいた。彼女たちが子供連れでお茶場に通っていたことは、多くの資料から明らかにされている。例えば、幼少の頃に横浜製茶貿易界の重鎮であった大谷嘉兵衛に奉公にあがり、35年間お茶場に従事したという西村栄之助は、次のように述べている。

四月から八月にかけお茶場の最盛期には女工さんたちがぞくぞく横浜公園に集まってきた。しらじらと明けそめる街々に、まだガス灯がほんやりとともっているころ、ちょうど午前四時ごろだったが、神奈川、子安方面からは小舟に乗って、戸部、南太田、山元町、根岸、本牧の山からは陸路でぞろぞろ放射状に集まってきた。一般ではまだ深い眠りからさめないと何人もの子供までつれた女工たちは「人買いの市」に遅れてはいけないと大急ぎで押しかけ、その数はいつも六千とは下らなかった……職の決まった母親をもつ子供たちは、母が働いている間、何時間でも商館横の空地あたりで集団遊びをしながら仕事の終るのを待ち続け“キヤッキヤッ”とさわぐ風景は移動幼稚園のようだった（傍点引用者、以下同じ）。⁵⁹⁾

さらに、ヘンリー・グリブルによる横浜のお茶場内部の記述にも「再製茶女工」の子供たちの記述がある⁶⁰⁾。グリブルによると、「再製茶女工」に背負われている（slung on their back）子供と、作業中の彼女たちの裾を引っ張る（tugging at their skirt）子供がいたことが確認できる。そして、「再製茶女工」は子供が裾を引っ張るとその子の世話をしなければならならず、このため彼女は作業を中断することになった。

神戸でも以下の2つの新聞記事のように、上記の横浜と同じような光景がみられた。

手を爛らして怒罵の下に傍目もせず働きつゝあり中には二三ヶ月前に産れたらんと思はるゝ赤児を負へるもあり或は火番の許可を得て午前八時或は九時といふ時弁当を開て仲飯するもあり或は伴ひ来れる五歳六歳の児童の泣き叫べるをすかす居るもあり⁶¹⁾

某焙茶場の実況を記せば門外には工女の連れ來りたる子供にや餓鬼大将十数名盛に木登りを始め折角生茂りたる青柳の枝を惜氣もなく折り取りて腕白を極め居り⁶²⁾

58) 1880年1月17日付『読売新聞』。

59) 淀野編（1957），246-247ページ。

60) Gribble (1885), p. 12.

61) 1897年11月2日付『毎日新聞』。

このようにお茶場の近辺には、特に4月～8月にかけては多くの「再製茶女工」の子供たちが母親の仕事の終わりを待っていたのである。大正期の東京でも、所々の公園に親の仕事が終わるまでその子供たちが置いていかれていた。その公園の1つである本所の若宮公園には、4,5歳から7,8歳の子供が遊んでいるのだが、彼らは「此の近辺の労働者の多くが夫婦共外へ仕事に出るので子供の置場に困」るため、小遣いを持たされてそこに連れて来られたという⁶³⁾。こうした大正期の東京と似た光景が、すでに明治期の横浜と神戸でみられていた。

2-2 「再製茶女工」の子供たち

しかし、お茶場に連れて来られた子供たちが親を待っている間に怪我あるいは事故死してしまう危険性もあった。以下は明治前期に横浜で起きた2つの事例である。

子供が怪我をし又ハ非命に死するハ皆両親看護の行届かざる過ちにて我子の災ひなき様にと欲せバ平常遊戯等に用心いたし度事なり去る九日或る裏店のお上さんか四五才の子供を連れ例の外国館へ茶焙じに参り子供を茶烘場の側に積み重ねある茶箱の上へ載せ置自分ハ烘じ方にのみ心を入れて子供の事ハ打忘れしにや子供ハ面白き併に彼所に飛び此所に登り拵して戯れ居りしが頓て箱の角か傾き瓦落離と落ち掛け叫号啼き立る声と音とに母ハ驚き狼狽て走せ來り見るに面部ハ一円血に染み痛く疵を負ひたれば取り敢へず手拭引裂き疵口を縛り種々介抱せし□バ命にハ障りも無けれど生れ付き生涯の疵を負ひたるハ憫むべき事なり⁶⁴⁾

本港北方上野町人力車挽渡世石川直吉の長女おつる（七年）ハ弟の丑五郎（三年）を背負ひ海岸の七番館へ茶焙じに通ふ母のおきくに伴はれ毎日母の仕事する間ハ同館の近所を遊歩なして居りけるが二三日前も例の如く海岸に臨みて遊び戯れ居る時過て丑五郎を海中に落しなみ小供心にこれはと驚き泣声出して母に此の変を告んと茶焙場まで駆込みけるが丑五郎ハ看る看る波浪の間に隠見して正に身が犠牲となして楊侯いけにえに献せんとする有様なるを早く見出したる巡行の査公尾形氏と今一人の両氏ハ斯くと見るより何かハ以て猶予すべき兩人齊しく海中に踊り込逆捲く波を搔き分けて難なく丑五郎を抱揚げ既に一命も危き処を救ひたる時に母おきくも娘の知らせにより喘き喘き馳来りけるが其筋にて厚く手当をされしゆゑ飲みし塩水ハ尽く吐き出し先々命に別條なく父の直吉に引渡され

62) 1903年5月21日付『神戸又新日報』。

63) 1921年9月30日付『都新聞』。

64) 1875年9月13日付『横浜毎日新聞』。

けると⁶⁵⁾

この2つの事例では、それぞれ子供の命に別条はなかったものの、一歩間違えれば死亡する可能性もあった出来事である。こうしたお茶場の子供たちの現状に対し、婦人宣教師によって彼らのための保育・託児所が横浜、神戸それぞれで設立された。

横浜では1878（明治11）年に婦人宣教師のL.E.ベントン（1875年に、J.C.バラとの再婚以降バラ夫人と呼ばれる）によってお茶場学校（Tea School）が設立された。もともとベントンは、1873年に米国婦人一致外国伝道協会から横浜のアメリカン・ミッション・ホーム（現横浜共立学園）に教師として派遣された。彼女は再婚を契機に米国婦人一致外国伝道協会を退職し、その後アメリカ長老派に移っている。1879（明治12）年にベントンは、「再製茶女工」の子供たちのための保育・託児事業を展開したい旨の手紙を長老派婦人伝道局へ送っている。この手紙には、①お茶場で働く母親をその子供たちが何時間も待っている、②その子供たちのために「Ragged School」を開き、現在9カ月続いている、③そこでは赤ちゃんの食事の世話をし、比較的大きな子供には顔を洗うことや、聖書や歌などを教えている、④今後は設備を充実させ、規模も100人の子供を入れられるようにし、日曜日にはその母親たちも集めて聖書を教えたい、⑤お茶場学校の運営については、伝道局を頼らず、お茶場の雇い主から資金を集め、また母親たちからのお金も合わせて行うことを考えているということが記されている。なお、ベントン自身はこのお茶場学校での活動を続けたかったようであるが、彼女は1880（明治13）年に長老派の活動方針により東京に移った。そして3年後の1883（明治16）年に没している。また、ベントンの東京移転後のお茶場学校はC.T.アレキサンダー女史によりその事業が引き継がれたが、このお茶場学校がいつまで続けられたのかは不明である⁶⁶⁾。

そして、日本側の当時の資料でこのお茶場学校についての記述があるのは、管見の限りでは以下の新聞報道のみである。

本港居留地三拾九番館英人ガラー氏の細君某ハ海岸十九番館へ通ひ行く茶焙女が乳飲子を沢山連れ来り仕事中其小児を守りする七八年位のものが如何にも無聊に日を送るを嘆き先頃より其少年を自宅へ呼び集ひ銘々の好みに隨ひ洋学なり漢学なり筆算なりをボールド（塗板）にて教授させし其上に折々菓子なぞ恵まれしが此頃ハ学業も追々進歩せし由右に付昨日ハ又筆現紙等を購求し各々へ賦与せられたれバ各少年ハ更なり其親までも

65) 1879年6月3日付『横浜毎日新聞』。

66) 以上、お茶場学校およびベントンについては内藤（2000a）、同（2000b）を参照。

雀躍の思ひをなせりと是れこそ文明開化国の細君とも申べきなり⁶⁷⁾

これが報じられたのは、ペントンがお茶場学校を設立した1878年である。ここに出てくる「居留地三拾九番館英人ガラー氏」であるが、同年の*Japan Directory*によると、39番館の住人には Ballagh, J.C. と明記されている。すなわち「ガラー氏の細君」はペントンであり、記事の内容はお茶場学校のことを記したもので間違いないといえる。また、「十九番館」は、モリソン・フレーザー商会のお茶場である。

この記事によると、ペントンの手紙には書かれていなかったが、「洋学」・「漢学」・「筆算」などが教えられていたようである。また、生徒たちに「筆現紙等」が与えられたことで、本人たちだけでなく、「其親までも雀躍の思ひ」になったという。それと同時に、親たちにとっても、自分たちの子供たちを作業中に預かってもらう施設ができたことについては、「雀躍の思ひ」だったと思われる。

神戸でも、「再製茶女工」の子供たちのためのみというわけではなかったが、横浜と同じような保育・託児所が設立されている。これは、ペントンと同じく婦人宣教師であったトムソン夫人が1895（明治28）年2月11日に設立した善隣幼稚園である。トムソン夫人はメソジスト派の宣教師で、その夫もバプテスト派の宣教師であった。1889（明治22）年に神戸にやって来たトムソン夫人は、蘆合小野地区のスラム街の子供たちを目撃する。このスラム街に住む子供たちの母親は、お茶場で働いていた者が多かった。また、子供たちも少し成長すればマッチ工場に働きに出なければならなかった。こうした状況のもと、「親たちはその日の仕事に追われて、十分子どもの面倒がみきれなかった。特に幼い子どもたちは日中放置され、まったく保育に欠ける状態であった。母親を求めて茶倉庫のまわりにたたずむ幼い子どもたちの姿が、毎日のように見うけられた」という。この現状に対しトムソン夫人は、1894（明治27）年に2階建ての民家を借り子供たちに読み書きを教えた。しかし、子供たちの人数が次第に増えていったことから、トムソン夫人は幼稚園の設立を考えるようになった。こうして翌年に善隣幼稚園が開園したのである。この幼稚園の維持費や人件費は、アメリカのバプテスト・ミッションの援助で賄われた。また教材費には子供たちの保育料（月額1人5銭）と有志の献金、およびトムソン夫人の私費があてられた。幼稚園の評判はよく、また他の公私立の幼稚園もなかったため、定員60名にもかかわらず、それ以上の入園希望者がいた⁶⁸⁾。

67) 1878年7月14日付『横浜毎日新聞』。

68) 以上、善隣保育園およびトムソン夫人については、神戸市保育園連盟編（1977）、30-41ページを参照。なお、引用は同（1977）、32ページ。

このような子供たちのための施設が設けられたことは、「再製茶女工」にとって子供たちの事故という危険性を減少させるものであったろう。また、彼女たちも安心して仕事に専念できるというプラスの効果ももたらしたと思われる⁶⁹⁾。しかし、こうした施設が設立されたことは、夫婦共働きで十分に子供を養育することができず、またそうした子供たちの実情が問題視されていたことを意味している。

千本（1996）によると、20世紀初頭には工場で働く女性労働者には妊娠・出産・哺育について法的な保護もなく、また都市部の工場労働者はほとんどが夫婦と子供で構成される核家族であった。このため子供の世話をどうするのかというそれまでみられなかつた新たな問題が出てきたとされる⁷⁰⁾。しかし、すでに明治期にはそのような問題が横浜と神戸で発生していた。こうした面からも、「再製茶女工」が横浜・神戸、およびその近辺の既婚女性であったことがうかがえる。

3. 「再製茶女工」の賃金

3-1 賃金データ

横浜お茶場の賃金について、当時を知る西村栄之助は「労賃は普通で天保銭十六枚だったが好況期には二十二枚くらいにはね上り、アブレる者もないが、ひまなときは十三枚くらいにがたんと落ちることもあった。当時米一升が五銭、酒一合三銭だったから、女のかけぎとしては悪い方ではなかった」と述べている⁷¹⁾。「枚」を単位とするこの天保銭は幕末に発行された銭貨だが、1896（明治29）12月31日まで通用していた⁷²⁾。このため、明治期になってもお茶場では天保銭で賃金が支払われていたこともあった⁷³⁾。この天保銭の明治期の貨幣価値は、1871（明治4）年12月に125枚=1円すなわち1枚=0.8銭と定められた⁷⁴⁾。そこで、

69) こうした施設は、「再製茶女工」の就労継続の可能性を含むといえる。20世紀初頭の紡績会社のなかには、結婚・出産・育児・家政の都合により経験者の「女工」がやめてしまうことを防ぐための就労継続策を設けたところもあった。例えば鐘淵紡績では、社宅の貸与や妊婦に対する扶助とともに、幼児保育社や幼稚園の設置も行っている（千本（1999），276-280ページ）。

70) 千本（1996），12ページ。

71) 淀野編（1957），247ページ。

72) 天保銭は、1884（明治17）年10月の太政官布告第26号で通用禁止が決定した。しかし、1886（明治19）年11月の勅令第70号で、1891（明治24）年12月31日まで通用延期となる。さらに1892（明治25）年1月の大蔵省告示第1号で天保銭は「明治二十九年十二月三十一日マテハ政府ニ於テ引換可致候」とされた。そして、1896（明治29）年3月の大蔵省訓令第2号および同年11月の大蔵省訓令第35号で同年12月31日以降の天保銭の引換打ち切り=通用禁止が発せられた。

73) 横浜新報社（1903）にも、「明治七八年頃には此等の賃金は天保銭何枚と云つて悉く天保銭で勘定したもの」（281-282ページ）とある。

74) 太政官第658号。

西村の証言に出てくる天保銭を換算してみると、16枚=12.8銭、22枚=17.6銭、13枚=10.4銭となる。

明治初期のお茶場賃金については、先述のウィルキンソン報告書およびロバートソン書簡で確認できる。神戸のことを記したウィルキンソン報告書には、「再製茶女工」が1869年で1日当たりおよそ天保銭8~10枚 (about 8 or 10 tempoes, 換算すると6.4~8.0銭) であったが、現在(1872年)では天保銭16~20枚 (from 16 to 20 tempoes, 換算すると12.8~16.0銭) であるとしている。原因が何かは不明であるが、わずか3年で賃金が2倍に増えている。一方再製後の製茶を扱う男性労働者については、1872年時点のもののみが明らかで、1日当たり天保銭15~22枚 (from 15 to 22 tempoes, 換算すると12.0~17.6銭) である⁷⁵⁾。職種は違うが、ここから1872年の男女の賃金格差 (男性賃金／女性賃金) をみてみると、最大で1.4倍、最小で0.8倍になる。すなわち、「再製茶女工」が男性労働者よりも高い賃金を獲得できる機会があったということである。一方のロバートソン書簡では、およそ天保銭17枚 (17 tempes, 換算すると13.6銭) である⁷⁶⁾。ただし、神戸のように男性賃金については記されていない。

1880年代になると、新聞記事などでお茶場の賃金が報道されるようになる。それらをまとめたのが表3-1である。これらに共通することとしては、まずは賃金の乱高下が激しいことがあげられる。およそ8銭の上昇を見せた年もあれば、10銭以上の下落を見せた年もある。こうした変動は、お茶場労働者の需給や、製茶輸出の状況に影響されたものであった。実際に、製茶輸出が活発な時期には、お茶場はできるだけ多くの労働者を集めなければならなかった。そのため以下のように増賃を提示して、女性たちを集めていたのである。

時としては各商館再製を急ぎ、彼等の需要甚急にして供給に不足を告げる場合あり。如斯時は支那人未明より門外に佇立して通行の彼等を呼止め、且つ増賃を指示して頻りに招く。茲に至りて彼等も強気を唱へ、殊に平素取扱ひ宜しからざる商館に対しては、賃銭の如何に関せず其招きに応ぜざることありといふ⁷⁷⁾

外商の都合で輸出を急ぐ場合は、なりふり構わぬ女性を雇い入れていた様子がうかがえる。ただし、待遇が悪いお茶場には女性たちはどれ程賃金が高くなってもそこに向かおうとはしなかったことがわかる。

75) 以上 Irish University Press Shannon Ireland (1971), p. 116.

76) Irish University Press Shannon Ireland (1971), p. 123.

77) 1893年5月18日付『毎日新聞』。

表3-1 お茶場賃金の変遷

掲載年月日	横浜	神戸	上昇／下落の理由	掲載紙
1885年5月13日	12.8~16.0銭			東京横浜毎日新聞
1886年5月7日	20~25銭			毎日新聞
1886年9月21日		8銭		神戸又新日報
1887年8月26日		3.4~6.7銭		神戸又新日報
1888年6月2日		9~13銭		神戸又新日報
1888年8月3日		10~12銭が18銭に	労働者の不足	神戸又新日報
1889年5月26日		男20銭以上、女12銭位 夜業は5.6銭増		神戸又新日報
1889年5月30日	15~20銭			読売新聞
1890年5月15日	16~20銭 14.5~22.3銭			朝野新聞 読売新聞
1890年5月22日		15.6銭が10~12銭に	労働者の供給過剰	神戸又新日報
1891年6月27日	12.3銭			東京日日新聞
1893年5月18日	本年最初は17~18銭 時に24~25銭に上騰 平均20銭		「目下多忙のため需給宜き」 ため	毎日新聞
1895年4月26日	平均18銭→平均24.5銭		日清戦争による労働者の不足	読売新聞
1897年5月14日	20~25銭→30銭内外		労働者の不足	読売新聞
1897年6月16日	35.6銭→22銭		製茶課税案の可決見込みにと もなう賃金高騰から、課税案 の否決報道による下落	東京朝日新聞
1897年11月2日		火釜18銭・冷釜15銭		毎日新聞
1898年5月1日	30銭			読売新聞
1899年5月29日	25銭→31銭		労働者の不足	読売新聞
1903年5月21日		18.9銭		神戸又新日報

また、1880年代から90年代にかけて、横浜と神戸ともに全体として賃金が上昇している。特に横浜では30銭を獲得できるようになった。神戸に関しては1890年代のデータが少ないので、それでも80年代と比べると明らかに上昇を見せている。

明治後期については、「普通男は一日三十二三銭から四十銭女は廿一二銭から廿五六銭位までと相場が極つて居」た⁷⁸⁾。ここから、賃金格差は最大で1.9倍、最小1.2倍であることが明らかとなる。明治初期と比べると、賃金格差が広がり、また、「再製茶女工」も男性を上回る賃金を獲得できなくなったことがわかる。ただし、この男性賃金は、どの作業によるものなのかについては明らかではない。しかし、明治20年代半ばの男女賃金の内訳をみてみると、女性賃金は「火釜」・「冷釜」を担当しともに30銭である。対して男性賃金は「火番」・

78) 横浜新報社（1903）、282ページ。

表3-2 織維産業関係および農作の男女別賃金

(単位：銭)

年次	紡績男工	紡績女工	養蚕男	養蚕女	蚕糸織女	機織男	機織女	農作男	農作女
1885	—	—	15.2	9.8	11.3	12.3	7.5	15.1	9.7
1886	—	—	14.2	9.4	11.0	11.9	7.4	13.2	7.9
1887	—	—	14.6	9.6	10.9	12.5	7.2	13.9	7.9
1889	17.10	8.21	—	—	—	—	—	—	—
1890	17.11	8.17	—	—	—	—	—	—	—
1891	16.74	8.43	—	—	—	—	—	—	—
1892	16.66	8.18	17.0	11.8	13.3	12.0	8.4	15.5	9.4
1893	16.91	8.52	—	—	—	—	—	—	—
1894	17.04	8.93	17.5	11.3	13.1	17.2	11.3	17.3	10.7
1895	17.82	9.93	19.0	12.4	13.4	18.3	11.6	18.5	11.3
1896	19.42	11.36	22.8	14.7	15.0	18.9	13.1	20.6	12.9
1897	22.08	13.22	26.9	16.9	18.2	22.1	14.9	24.7	16.0
1898	25.33	15.29	29.5	19.7	19.7	30.2	18.6	27.5	17.8
1899	26.86	15.65	27.5	17.5	21.6	31.4	18.6	26.2	16.9

(出所) 紡績男工と紡績女工は進藤竹次郎 (1958), 356ページ。それ以外は『日本帝国統計年鑑』第15回, および同第20回より作成。

「拝見方」がそれぞれ50銭、「監督」は100銭である⁷⁹⁾。作業内容も異なり、また常雇いと日雇いの違いもあるだろうが、男女の賃金格差は明確である。

お茶場と他業種との賃金を比べるとどうであったか。表3-2は1880年代半ばから90年代にかけての製糸関係および農作の男女賃金の変遷を表したものである。これらをみると、「再製茶女工」の賃金が、全国的にみても高賃金であったことが明らかである。また、表3-3は、明治後期の横浜の各種賃金を表示したものである。この表からも、「茶焙場稼ぎ」すなわち「再製茶女工」の賃金の高さがはっきりとわかる。この時期の横浜において女性が30銭を獲得できる職業は、「船舶錆落とし」と「茶焙場稼ぎ」の2つのみであった。女性職が男性職と比べて少ないなかで、こうした高賃金を獲得できる仕事は、「再製茶女工」にとって

79) 寺本 (1999), 88ページ。同書では明記されていないが、この男女賃金は第1章で取りあげた原崎源作が出した人手による再製費の内訳と思われる。原崎は自身の再製機械の実験を行い、その再製費と従来からの人手による再製費を比較している。原崎の実験については加藤編 (1935), 138ページに記されているが、寺本 (1999) のように男女賃金の内訳は記されていない。しかし、加藤編 (1935) と寺本 (1999) に記されている再製に要する男女労働者数や再製費の総額が同じなため、寺本 (1999) の男女賃金を、原崎が出した再製費とした（なお、寺本が依拠している資料は、原崎循一 (1974) 『原崎源作の生涯』(非売品) である）。実験の時期については不明であるが、機械の発明が1891年であったので、ほぼ同時期に行われたと推定した。また実験結果であるため、実際にこれらの賃金が支払っていたのかについては不明であるが、当時の傾向を知るにはよいと思われる。

表3-3 明治後期横浜の下層労働者の男女別職業とその賃金

男性職	賃金	女性職	賃金
碇泊船荷揚人足	50銭～1円20銭	船舶銷落とし	30銭以上
人力車挽子	50銭～1円	茶焙場稼ぎ	30銭内外
左官	80～90銭	草履表製造	20銭内外
大工	70～80銭	煙草製造	15～20銭
船渠業	60銭内外	鼻緒縫い	15,6銭内外
石炭担ぎ	30～60銭	足袋縫い	15,6銭内外
船渠人足	50銭内外	マッチ箱張	10～15, 6銭
飲食物行商	30～50銭	ハンカチーフ縫い	6～15銭
下駄歯入	40銭内外		
刃物研ぎ	40銭内外		
遊芸人	30～40銭		
土方并に植木屋左官の下職	35～36銭		
紙屑拾い	35～36銭		
煙管直し	30銭内外		
納豆売り	30銭内外		
掃除人夫（多く老衰者）	17～18銭		

(出所) 1898年1月7日付『東京朝日新聞』より作成。

魅力的なものであったと思われる。

3-2 賃金の性格

お茶場の賃金は、毎朝お茶場に向かう労働者たちに事前に告知された。そして、一日の労働が終わると作業前に提示した賃金を手渡した。

各商館の雇用係りの人が独特の節回しで“アメサン（アメリカ三番館のこと）は今日は十六枚だぞ！”といったぐあいに叫ぶと、その係りを囲んでわれ先にと列をつくって並び一日の職をうるのです。二十数社の人買い男の声が静かな朝の空気を破って丁度市場のせりのようなものだった。……夕方となると監督が大きな声で“天保錢だよー”と女工たちに呼びかけて仕事を終らせる。この声と同時に女たちは青く光った顔を洗って仕事着を脱ぎ捨て、さっぱりとした浴衣に着かえてお茶場の出口へ一列にならぶ。三泣き車と呼ばれていた手車に両替屋さんが天保錢をつんでやってくる。これを監督が十六枚一山に分けて数百という山かずをつくり、帰宅を急ぐ女工たちに手渡したものでした。⁸⁰⁾

このようにみてみると、賃金は日給制であったことがうかがえる。また、当時のお茶場を

80) 淀野編（1957），247-248ページ。

知る別の人物も、「職工の貰う工賃は婆さんでも爺さんでも皆同じで、一人が天保四十枚取れば子供でもなんでも四十枚取れました」と述べている⁸¹⁾。

ただし、出来高給制もあったことがうかがえる目撃談もある。以下は、American Federationist, V, No. 6 (August, 1898) に掲載された、労働運動家高野房太郎の寄稿，“Labor Note from Japan” のなかの横浜お茶場についての記述である。

アメリカから帰国した直後に筆者（＊高野—引用者注）が目を疑ったのは、横浜の外国人居住区にある多数の製茶工場に雇われている日本女性や少女たちが強制されている恐るべき労働状態でした。在留外国人が経営するこれらの工場では、一四歳から六〇歳までの日本女性が、未調整の茶葉をいれた缶をおいた加熱釜の前で、一三時間もの長時間労働を強いられているのです。一日中、食事の時以外は瞬時も休まず、座りもせずに、彼女らは片手を加熱された缶の中にいれて茶葉をかき混ぜているのです。報酬は、熟練労働者の場合で十五アメリカ・セントで、不熟練労働者の場合には五アメリカ・セントにも達しないのです。衛生面でも、これらの工場には汚れた空気が充満しており、まさにこの世の地獄です。⁸²⁾

上記の賃金を当時の為替相場で銭に換算してみると、15セントは30.5銭、5セントは10.2銭である⁸³⁾。この「熟練労働者」が獲得できる賃金は、表3-3の同年の「再製茶女工」の賃金と同じである。また、熟練と不熟練との間で、およそ20銭も賃金格差がみられる。ただし、これは明治後期であるので、こうした出来高給制がいつごろから行われていたのか、これがお茶場全体で行われていたのかなどについては明らかではない。いずれにせよ、30銭という当時としては高額の賃金を獲得できる機会があったことがこのことからも確認できる。

こうして獲得した賃金は、「再製茶女工」の家族の生活にどの程度の役割を果たしたのだろうか。しかし、横浜や神戸の「再製茶女工」の家計については不明であるので、同時期の「都市下層」の家計から間接的にみていく。

「都市下層」の家計については、津田真激氏により明治10年代末、20年代、30年代のそれぞれの標準が定義されている⁸⁴⁾。津田氏による各時期の標準家計（月収）は、明治10年代末は、3人世帯で4円である。明治20年代は、3人世帯で6円、4人世帯で7円50銭、5人世

81) 朝日新聞社編（1936）、78ページ。

82) この高野の寄稿はカブリン編（1959）、86-89ページに所収。なお引用部分の翻訳は、大島・二村編訳（1997）、199-200ページに拠った。

83) 1898年6月の平均為替相場は、100円=49ドル21セント。

84) 以下、津田（1956）、60-62ページ。

表 3-4 「都市下層」の標準家計の内訳

年代	家族構成	標準家計	家計内訳
明治10年代末	3人	4円	夫（人力車夫）の日給14銭÷月収3円 妻（内職）の日給3～4銭+母の糸繰り分÷月収1円
明治20年代	3人	6円	夫（日雇い）の日給20銭 妻（ハンカチの縫縫い）の日給4銭（家賃の日掛の補足分）
明治30年代	5人	18円（日計60銭）	夫（車夫）の日給30銭 妻（煙草の賃巻き）の日給10銭 子供（1人、仕事内容不明）の日給15銭

(出所) 津田 (1956), 60~62頁より作成。

帯で家族9円である。明治30年代はそれ以前より大幅に上昇し、5人世帯で18円、4人世帯で15円とした。しかし、こうした標準を維持していくうえで、妻をはじめとする夫以外の収入は必要不可欠なものであった。この津田氏の定義のもとになったデータにおいて、夫以外の収入はどれほどのものだったのだろうか。表3-4は、上述の各年代の標準家計の内訳を表したものである。

表3-3および表3-4から、「再製茶女工」が獲得した賃金は女性職あるいは妻の内職と比べるとかなり高額であったことは確かである。一日中お茶場で働けば、内職の何日分かの収入を一日で獲得することができた。もちろんお茶場での作業は重労働で、労働環境もよくはなかった。こうしたところに毎日通うのは困難であったと思われる。また、先述の通り再製は季節労働であったことから、年間を通してこうした高額な賃金を獲得できる機会があったわけでもなかった。明治後期の新聞記事には次のように記されている。

茶の輸出盛んなる時は日々仕事あり若し明日の出帆に積込むに間に合さんとする時杯は通例午前四時より午後四時までの習慣を変じて釜の数を増し賃銭を増して貧に窶るゝ者等をコキ遣ふと雖も此頃の如き輸出少き時は工場の開かるゝも一週間に一回か二回冬季に入れば全く工場を開かざる処もあり⁸⁵⁾

横浜開港資料館編（1988）のように、お茶場賃金が「労働者社会を潤したことは否めない事実」であったとしても、季節労働という点には留意する必要があるだろう。それでもお茶場が稼働する時期に何千人の女性がやってきたことは、やはりその高賃金が「再製茶女工」の家族にとって貴重な収入源だったことを意味している。

85) 1897年11月2日付『毎日新聞』。

4. 「再製茶女工」のイメージと実態

以上のような「再製茶女工」を当時の人々はどのようにみていたのだろうか。そのことはすなわち、新聞や雑誌に彼女たちがどのように描かれたのかを意味する。さらにいえば、「再製茶女工」の書き手は男性と推定されることも、イメージの形成に影響したであろう。それを踏まえて、「再製茶女工」関連の新聞および雑誌の記事を検討する⁸⁶⁾。

まず「再製茶女工」は、お茶場での過酷な労働（中国人現場監督による虐待や劣悪な環境など）に従事する女性労働者とされている。その定義を形成する新聞および雑誌の記事をみていく。

当港に一□憐むべき婦人の一社会あり名けて茶焙婦と云ふ此者共は茶時居留地外国商館に雇ハるゝものにして……元来今日の糊口に差支ゆる極貧社会の婦人なれば毎日未明に各茶商館へ出掛け力限りに働くものにて……然かるに彼の居留商館にては此茶焙婦を取扱ふの法甚だ惨酷にして或ハ茶釜の熱に辟易して絶倒するもの杯のある時は之を井戸端に引づり出して頭から水をヅツ掛ける等の事は毎度珍らしからぬ事なりとの評判ありしが元來此茶焙婦を支配するものは重もに支那人にして此支那人は此日本の婦人を取扱ふに極めて苛酷の法を以てし現に此程も或一人の茶焙婦が一定の茶額を焙じ畢らざりしと激げしく支那人に叱責せられたる末繩以て同人の手腕を堅く結付けたれば其苦痛云はん方無く遂に其腕には繩の跡を残せしかば此茶焙人ハ居留地警察に向て此事を訴出でたりと云へり左なきだに極貧憐むべきの人種なれば人々之をいたわるこそ其道なるに彼支那人をして恣まゝに其惨酷を逞ふせしむるハ日本行政官の決して黙止すべき所にあらず宜しく各国領事へ照会の上各茶商館へ相応の厳達あらんことこそ願はしけれ⁸⁷⁾

誰も知る如く横浜の茶焙じ女は近頃茶の季節となり仕事の忙はしくなりたれば入込みものも自然増し其数二千五百余人とはなりぬ杖に倚る老婦あれば花を欺く少女あり一同入り乱れて業に就く事なるが石にて建て廻はしたる室内の小窓には金網を張り詰めて風も通はず其上無数の炮爐を置き並べ炎々たる爐火の傍らを去る間もなく朝まだきより黄昏まで玉なす汗を拭ひもあへず折節は恐ろしき看守の呵責鞭撻を受くるはなんぼう辛らき事ならずや而して其得る処ハ僅々日に十二三錢漸く一人の口を糊らすに過ぎずそれすら

86) こうした「女工」イメージを論じたものとして、加藤（2004）がある。加藤（2004）は、1900年前後から1920年代にかけての「女工」が、社会の側からどのような存在としてみられたのかを、特にセクシュアリティとの関わりを重視しながら検討している。

87) 1887年8月26日付『神戸又新日報』。

貧苦に余儀なく立働くなり其の場中の熱度と云へば大抵何處も百十五度を下らず新参の者は其入口にて一度は気絶する程なりとぞ、火の病よりは貧の病の方が辛らきにや、哀れ、あはれ⁸⁸⁾

このように、過酷なお茶場で働く「再製茶女工」は「憐れむべき婦人」・「極貧憐むべきの人種」で「哀れ」な存在とされている。

明治後期に発行した労働組合期成会の機関誌『労働世界』にも、こうした視点による「再製茶女工」がみられる。『労働世界』第25-28号には、1899（明治32）年11月20日に神田青年会館で行われた労働組合期成会の演説会における前農商務相金子堅太郎の演説内容が掲載されている。そのなかで金子は「再製茶女工」についても語っている。金子は実際にお茶場を目撃した上で、「西洋人がやつて居る横浜の茶焙場へ行つて見て御覧、日本の職工は實に憐れなものであります」、「皆支那人が茶焙所で十歳ばかりの娘から五十、六十の婆さんを使う其使ひ方が私は自分の事と云ふ考を以て見るのに實に悲しいこと計でした人情の上で忍びぬこともあつたです」と述べている⁸⁹⁾。また、『労働世界』の別の号では、「内地雜居後の日本が恐るゝ者は支那人労働者にあらずして寧ろ白人資本家にあり西洋の資本家は労働者を酷役慘使する方法を知る見よ横浜の茶商人が如何に我婦女子労働者を殘忍に奴隸使しつゝるかを」という記述もある⁹⁰⁾。これらも、彼女たちに対する憐れみの視点で語られ、描かれているのだと思われる。

これらを踏まえた上で、以下の新聞記事をみていく。これは明治初年の「再製茶女工」について書かれたものである。この記事には「再製茶女工」に対する憐れみの視点がある一方で、もう1つのイメージが含まれている。

痛製茶雇婦

嗚呼痛イカナ製茶雇婦爾ノ命ハ茶釜ノ中ニ在リ我レ復タ何ヲ言ハシルハ糟糠ニ飢ヘテと我レ爾ニ食セシムル能ハス爾ハ檻襫ニ乏クシテ我レ爾ニ衣スル能ハス嗚呼痛イカナ爾製茶子我ハ嘗テ横浜ニ在リ汝ノ朝夕洋館ニ出入スルヲ見タリ垢染ノ手巾ハ半面ヲ覆ヒ一塊ノ午飯ハ背負ニ附ケ敗裳三尺地面ノ塵芥ヲサラヒ隊行ノ足音ハ惰郎ノ朝寝ヲ驚カシ雨ニモ出仕風ニモ出勤其洋館ニ入ルニ及シテハ牛尾ノアチヤサン号令ヲ主トリ何時作業何時休業何時午飯一モ其号令ノ若クナラサルナシ其既ニ畢リ且ツ帰ルヲ得ルニ及ヒテハ数百

88) 1891年6月27日付『東京日日新聞』。

89) 『労働世界』第28号、1899年1月15日。

90) 『労働世界』第39号、1899年7月1日。

ノ雇婦先ヲ争フテ洋館ヲ出テ其面色ノ黎黒ナルハ大仏ヲ欺キ其形貌ノ汚穢ナルハ乞丐カト疑ハレ二八モアレバ五五モアリ六六モアレハ八八モアリ蓋其面貌醜惡ナレハ少婦ト雖トモ此ノ如クナラサルヲ得サルナリ

予ハ其出入ヲ見ル毎ニ其中情ヲ推察セバ憮然ニ堪ヘサル者アリ彼レ此賤業ヲ為スト雖トモ其始メ雇使ヲ求ムル時ニ方ニテ又容易ノ事ニ非ル可シ彼ニ請□シ此ニ折腰シ千術万略然ル後チ之ヲ得ナラン此ノ如キノ心勞ヲ以テ彼レガ如キノ賤業ヲ求メントスルハ其心中果シテ如何ソヤ予ハ思フニ彼等一家ノ活計朝夕ニ迫リ数口ノ家族生路ニ目的ナク一心忿然此下策ニ出テナント予ハ一念ノ此ニ及シテ深ク彼等ガ為ニ痛歎セスンバアラサルナリ嗚呼天地ノ間此ノ如キ不幸ノ人間アルカ又天地ノ間此ノ如キ危殆ナル人間アルカ一日疾アリテ出勤セサレバ日ノ活計ヲ失ヒ一月疾アリテ出勤セサレバ一月ノ活計ヲ失ヒ或ハ過失アリテ雇仕ヲ免セラレ或ハ廃業トナリテ出勤ノ路ヲ失フニ至リテハ一家數口ノ足ヲ挙ケテ路頭ニ立ントス豈ニ危殆ナルノ甚キニ非ラスヤ苟モ上ニ在ル者豈ニ非情ヲ察セサル可ケンヤ昔柳宗元匠ノ伝ヲ作リテ曰ク以テ宰相ノ法ト爲ス可シト今予亦製茶雇婦ヲ伝シテ曰ク以テ小官賤吏ノ情ヲ觀ル可シト噫⁹¹⁾

この記事の前半では、「再製茶女工」の貧しさに触れつつ、彼女たちの一日が記されている。そして、労働終了後には、「其形貌ノ汚穢ナルハ乞丐カト疑」われるほどで、若い女性でも「其面貌醜惡」になってしまうとある。後半では、お茶場労働を「賤業」とみなしている。また、それに従事する「再製茶女工」のことを思うと「憮然」に耐えないこと、その「再製茶女工」の状況も「痛歎」するほどであるという。なお、記事に出てくる「アチヤサン」とは、「何時作業何時休業何時午飯」と号令をかけていることから、中国人買弁もしくは中国人現場監督のことと思われる⁹²⁾。

この記事の後半は、これまで述べてきた憐れみの視点によるものであろうが、前半はそれとは明らかに異なる。記事前半で「汚穢」・「乞丐」・「面貌醜惡」、また後半であるが「賤業」という言葉を使っていることには、彼女たちに対する蔑視が見え隠れしていると思われる。

それでは「再製茶女工」を蔑視から描かれたと思われる記事をみていく。以下はすべて横浜に関するものである。

91) 1876年10月24日付『横浜毎日新聞』。

92) なお、明治末期には製茶再製は静岡で行われるようになるのだが、そこでも再製に中国人が関係していた。外国茶商であったアウインハリソンスホイットニー商会で製茶貿易に従事した有渡山重二氏によると、製茶の荷受け担当者である中国人の「ティシュウフン」という人物があり、この人物は普段「アチュウ」と呼ばれていて、サインもそのように書いていたという（静岡市茶流通業史編集委員会編（2000），11ページ）。

心を注ひて聞取升と天に口なし人を以てシヤベラせる確報告があり升ヨ当港外国人の居留地へ近郷から茶葉炮煎に通つて来る貧乏人の女房娘か仕事の間に大声張揚け「女今川 読でも看たが間男するなと書てない親馬鹿ね一済ないヨ」と唄ひ升が此様な不開化連中を諭るにハ何でも迂遠い説でハ所詮分りハしませんか□貞操節義杯と書くより一層早手廻しに間男せずに亭主を大事にするのか人間の道……⁹³⁾

横浜の居留地へ茶ほうじに出る女は平常三千人も有るのが此暑さで出るもののが少なくなり外国人ハ是に困つて見悪い形りの女を見ると茶ほうじに出ないか出ないかと勧めて居りますが此節ハ裏店の嬢々でも健康を害す杯といつて中々出ませんと⁹⁴⁾

男女同権の出来損なひ話し所ハ開花の港と誇る横浜で野蛮の大野蛮ハ同所太田日の出町二丁目の石塚鶴吉と女房おくらハ二人とも毎日毎日居留地の茶場へ通ひ一昨日の夕刻続々の風呂敷へ弁当箱を包んでさげ夫婦並んでぶらぶらと帰りみちサモ甘そうに桃屋が盤台へ積んで売ツて居る桃を嘔々左衛門お蔵を見て何でも一つ買お呉れといひ出したが亭主ハ錢が一文もないから家へ帰ツて買ひやると言た口上がお蔵の櫛に障り往来中をも憚からず此畜生め桃を買ふ錢も無い引^フすり野郎が有るものかと大声あげて亭主をのゝしり鶴吉も堪へかねて此尼めと頭を三ツ三ツこつり夫から喧嘩が大げさに成り夫婦とも其筋へ引かれましたが実にお話しに絶てをります⁹⁵⁾

以上の3つの記事はそれぞれ、「不開化連中」、「見悪い形りの女」、「嬢々」、「野蛮の大野蛮」というように、「再製茶女工」の外見や言動を批判あるいは揶揄していることがわかる。また、先述した『労働世界』の記事にも、同じように蔑視から「再製茶女工」を描いた記事がある。以下は「横浜通信」という記事の一節である⁹⁶⁾。

茶焙場の内を一寸瞰けばこはそも如何に狭ま苦しき工場内の火焔の中にすしの如く労働者をつめ込んで働くとして居る。人間やらうじ蟲やら見別けの附けぬ怪物なり

汚はしき女が大なる弁当を提げて幾十となくそろそろと群て来る者は是れぞ貧民軍の聯隊ならんと思ひて傍の人に問ふて見ればあれば茶焙場の女なりと云ふ、是れ又名物なり

93) 1875年5月25日付『横浜毎日新聞』。

94) 1877年7月5日付『読売新聞』。

95) 1877年8月2日付『読売新聞』。

96) 『労働世界』第15号、1898年7月1日。

もはや人間としてみていない描き方である。「再製茶女工」への差別意識がはっきりとわかる記述といえる。

このように、「再製茶女工」のイメージには、外国人の存在を思い起こさせると同時に、憐れみを抱かせるものと、蔑視を抱かせるものがあることも明らかになった。そして、憐れみの視点には、中国人現場監督に虐待されつつ過酷な労働に従事する女性労働者、すなわち「再製茶女工」＝お茶場内での弱者という面が強調されている。一方で蔑視の視点には、「再製茶女工」＝「都市下層」＝社会的弱者に対する書き手の優越感が垣間みられる。すなわち、両者に共通するのは、「再製茶女工」を弱い存在としてみていたことである。こうした「再製茶女工」＝弱者という見方は当時の新聞・雑誌の記者（男性）のみならず、お茶場の目撃者であった原崎源作・高野房太郎・金子堅太郎も抱いていたものである。同じく目撃者の西村栄之助は、「再製茶女工」をはっきりと「弱い女工」だったとしている⁹⁷⁾。

このような男性の意識は、お茶場内での過酷な労働を記事にする際に、日本人男性労働者の姿がほとんど出て来ないことにも影響しているだろう。お茶場労働者に日本人男性も含まれることは、本稿でも明らかにしている。もちろんお茶場労働者の男女比は女性が多かったから、「再製茶女工」の存在が際立っていたことは確かであろう。しかし、「弱い女工」であった「再製茶女工」を取りあげることは、お茶場での労働の過酷さを強調するにはうってつけであったに違いない。こうした書き手および目撃者の「再製茶女工」＝弱者であるという「女工哀史」的イメージがその後も引き継がれていったと思われる⁹⁸⁾。

このように、憐れみと蔑視というイメージで描かれる「再製茶女工」は、確かに過酷な現場で働いていた。しかし「再製茶女工」は、お茶場で単に働くだけの「弱い女工」に過ぎなかつたのだろうか。

ここで、「再製茶女工」が作業中にうたった唄をみてみよう⁹⁹⁾。これらは「再製茶女工」の心情を吐露した唯一のものといってよい。

野毛山の鐘がゴンと鳴りやガス灯が消える

早くゆかなきやカマがない

97) 淵野編（1956），248ページ。

98) 千本（1998）は紡績「女工」に関する「女工哀史」的な視点について、工場法推進派による紡績「女工」の悲惨さの強調およびそれに追随した各種新聞の論陣形成が出発点であったとしている。そしてそれ以降この「歴史の一面が繰り返し語られ、歴史学研究の俎上に登ることなく、独り歩きしてしまった」という。

99) 淵野編（1956），249-250ページ。

慈悲じや情じや明けておくれよ火番さん
 今日の天保をもらわなきや、ナベ、カマへつつい皆休む
 はしと茶わんがかくれんぼ、めし盛りしゃくしが隠居して
 お玉じやくしが身を投げる、アイヨット（掛声）

以上の2つは、お茶場へ急いで行く「再製茶女工」の心情および仕事にありつけなかったときの焦躁感をうたったものとされる。先述の通り、横浜のお茶場には3,000~5,000人の女性が「再製茶女工」として働いていたが、実際にはそれより多くの女性が居留地に集まっていたのであろう。やはり開港場近辺の女性にとって、お茶場は重要な働き口だったのである。

また、次の2つは男性との関係をうたったものである。前者は男性に対する恋情を、後者は中国人現場監督に取り入って環境のいい職場を求めた女性をうたっている。

お茶場やっこらせと貯めたる金はみんなお前に茶々無茶よ

男欲しさに南京さんと寝たら、哀しやてくなまの子が出来た

労働者を確保するために、お茶場側はなりふり構わず増賃を提示するときもあったが、「再製茶女工」のなかにも、労働環境が比較的よく、賃金も他より高くしてもらうためにこうした行為に及んだ女性もいたのである。

その一方で、お茶場へ通うことに誇りをもち、またそれぞれのお茶場の特色をとらえていたことを感じさせる唄もある。

朝の三時から弁当箱下げてお茶場通いも意氣なもの

鬼のミミ、仏のアミ、情け知らずのすりばち屋敷

「ミミ」・「すりばち屋敷」と呼んだお茶場は待遇が悪く、「アミ」は待遇が良かったことを意味している。「ミミ」とはモリヤン・ハイマン商会のお茶場で、「すりばち屋敷」とは99番館と呼ばれていたお茶場のことであったとされる。なぜ「すりばち屋敷」といわれていたのかといえば、そこの門柱の上に植木をさしたすりばちが置いてあったためである。なお*Japan Directory*によると、モリヤン・ハイマン商会のお茶場は33番館で（おそらくこれが呼び名の由来かと思われる）、99番館はチャイナ&ジャパン・トレーディングカンパニーの

お茶場であったことが確認できる。「アミ」はおそらく、「アメサン（アメ三）」と呼ばれていたスミス・ベーカー商会のお茶場と思われる¹⁰⁰⁾。

以上のように、彼女たちが様々な思いを抱きながらお茶場に働きに出ていたことがわかる。男性が作ったイメージには出てこないような、彼女たちの必死さや誇りなどが「再製茶女工」の唄からうかがえる。また、製茶輸出が盛んな時期になると、より多くの女性を獲得するため増賃を示すこともあったが、待遇が悪いところは見向きもされなかつた。このことは、「再製茶女工」の唄にもあるが、彼女たちがそれぞれのお茶場の内情をよく知つており、そのうえで働きに出ていたことを意味している。ほかにも、「再製茶女工」の唄にある通り、お茶場は定員制限があるのでその分競争が激しかつたであろうが、彼女たちは自らが働くお茶場を選択することができた。お茶場の都合ではなく、彼女たち自身の都合で働きに行くことができたのである。例えばもし待遇の悪いお茶場で働くことになつても、その日以降もそこに働きに行かなければならぬわけではない。もちろんお茶場での過酷な労働を否定するつもりはないが、男性が作った「女工哀史」的な「再製茶女工」のイメージと実際の彼女たちは、必ずしも一致するわけではないといえよう。

おわりに

本稿では、明治期日本の主要輸出品である製茶に加工を施す再製を担ってきた「再製茶女工」について論じてきた。以下、「再製茶女工」について明らかとなつた点および今後の課題を述べて、本稿のまとめとしたい。

まず、従来の製茶業史研究では「再製茶女工」の記述には必ず男性の中国人現場監督による虐待のみがクローズアップされてきた。しかし、「再製茶女工」や中国人現場監督に加えて日本人男性労働者の3者の関係からお茶場労働をみてみると、「再製茶女工」は日本人男性労働者とも差別化されていたことが明らかになつた。すなわち、お茶場における常雇いへの門戸が日本人男性には開かれていたのに対し、「再製茶女工」にはそれがなされておらず、日雇い作業のみに従事していた。

お茶場の労働環境については、従来は男性監督の虐待や、お茶場内部の暑さ（熱さ）などが中心的に述べられてきた。しかし、他にもお茶場は火災発生の危険性があり、換気も悪かつた。さらにはコレラの感染源にもなつた。こうした環境のもとで彼女たちは働いていたのである。その過酷さは、再製機械の発明を促す一因ともなつた。

「再製茶女工」となつた女性については、「都市下層」の既婚女性が多数を占めていたこと

100) 「アメ三あたりは女工からうけがよく、就労希望者がいつも殺到していた」と西村栄之助は語っている（淵野編（1957），247ページ）。

が明らかとなった。また、子供を連れてお茶場に働きに出た女性もいた。子供連れの「再製茶女工」は、赤ん坊であれば背に負いながら、小さい子どもであればお茶場の外に一時的ではあるが置いたままで作業に従事していた。こうした子供たちのために横浜・神戸で施設が設立されたが、「再製茶女工」は、自らの子供を危険にさらすというリスクを背負ってお茶場で働いていたのである。

お茶場で獲得した賃金は、他の職種と比較しても高かった。もちろん輸出の状況によって上下することが多く、各お茶場によって賃金が統一されていたわけでもなかった。また季節労働であるから、一年を通して高い賃金を獲得できたわけではない。それでも、お茶場の高賃金は「都市下層」の彼女たちにとっては魅力的なものだったに違いない。だからこそ、お茶の季節には何千人もの女性が「再製茶女工」として働いていたのだろう。

これら以外にも「再製茶女工」には、憐れみと蔑視という男性の2つの視点により形成されたイメージがあった。お茶場での過酷な労働に従事する憐れむべき存在としてみられていたと同時に、彼女たちは「都市下層」であることから差別の対象とされてもいた。これらに共通するのは、男性による「再製茶女工」を弱者とみる意識である。このような「女工哀史」的イメージが、その後も「再製茶女工」を規定することになったといえる。

こうしたイメージの「再製茶女工」ではあったが、お茶場で彼女たちがうたった唄にみられるように、彼女たちもただ単にお茶場に働きに出てきたわけではなかった。「再製茶女工」は自ら考えてより良いお茶場を選択できたり、お茶場の内情もある程度わかつてもいた。彼女たちは男性の憐れみの対象であるとともに蔑視の視線にもさらされていたが、子供の世話がなかなかできない状況であっても早朝から自発的にお茶場に向かい、そこで精一杯働いて日銭を稼いでいたのである。彼女たちの自主性やバイタリティーは評価に値するものであろう。「再製茶女工」を従来の「女工哀史」的イメージのみで捉える事はもはやできないのである。

明治期日本の代表的な輸出品は生糸と製茶であった。そして、日本の製糸業を支えた製糸女工が未婚・若年の女子労働者であったことはよく知られている。西成田（1985）によるとこの若年女子労働者は、産業革命期（1880年代後半から1907年頃）には製糸だけでなく紡績・織物・マッチ・煙草・麦稈真田・花筵・石炭の7部門に集中していた。このうち石炭産業以外では20歳未満の若年労働者が多くを占めており、煙草以外の産業の製品が日本の代表的輸出品であった。すなわち、「産業革命期の女子労働は、日本資本主義の再生産をささえ貿易の先端的な輸出産業部門で、きわめて重要な役割を果たしていた」のである¹⁰¹⁾。この「女子労働」の担い手はもちろん、若年労働者である。その一方で、製茶輸出を支えたの

101) 西成田（1985），9-13ページ。引用は13ページ。

も生糸などの場合と同じく女性労働者だったが、「再製茶女工」の場合は開港場あるいはその近辺に住む既婚女性が多く含まれていた。「再製茶女工」は、輸出で成り立っていた明治期日本の重要輸出産業である製茶業を支えた存在であった。このことは同時に、当時の既婚女性労働者もまた日本の輸出産業を支える重要な役割を果たしていたことを意味している¹⁰²⁾。

本稿では「再製茶女工」の実態について論じたが、まだ多くの検討課題が残されている。例えば、外商や中国人現場監督などが、「再製茶女工」についてどのような考え方を持っていたのか、そもそもなぜ既婚女性がお茶場に就労するようになったのかなどである。これらは「再製茶女工」に関する資料が不足しているなかで困難な課題であるが、できる限り明らかにしていきたい。また、「再製茶女工」に対する憐れみや蔑視が、いかなる社会的背景のもとで形成されていたのかについても論じることができなかった。特に、加藤（2004）は「女工への蔑視には、肉体労働を行う「職工」一般に対する蔑視に加えて、とりわけセクシュアリティにまつわる視線が重要な意味を持つ」としている¹⁰³⁾。この「セクシュアリティにまつわる視線」が「再製茶女工」に対してあったのかどうかについても検討すべきであろう。他にも本稿では、製茶貿易や製茶再製の動きについてもほとんど取りあげなかつた。こうした点を加味することで、「再製茶女工」の分析もさらに深められると思われる。以上を今後の課題としたい。

参考文献

- 朝日新聞社編（1936）『郷土秘史横浜開港の頃』横浜郷土史編纂所。
- 内海孝編（1988）『横浜疫病史一万治病院の百年—』横浜市衛生局。
- 大石貞男（2004）『日本茶業発達史』（大石貞男著作集1）農山漁村文化協会。
- 大島清・二村一夫編訳（1997）『明治日本労働通信』岩波書店。
- 堅山利忠編（1966）『神奈川県労働運動史』戦前編、神奈川県労働部労政課。
- 加藤千香子（2004）「近代日本の「女工」観—ジェンダー／セクシュアリティの視点から—」歴史学研究会編『シリーズ歴史学の現在9 性と権力関係の歴史』青木書店。
- 加藤徳三郎編（1935）『日本茶貿易概観』茶業組合中央会議所。
- 神奈川県（1973）『神奈川県史 資料編15 近代・現代(5)』。
- 神奈川県警察部衛生課編（1917）『大正五年神奈川県虎列刺流行誌』。
- カブリン、ハイマン編（1959）『明治労働運動史の一齣—高野房太郎の生涯と思想—』有斐閣。
- 川口和子（1973）「母親労働者の歴史—たばこ工場の婦人労働者を中心として—」（一）（『歴史評論』第280号）。

102) 明治期の既婚女性労働者については、川口（1973）、布施（1979）、千本（1999）などにより論じられているが、その研究はまだ蓄積が少ない。

103) 加藤（2004）、109ページ。

- 神戸市（2000）『新修神戸市史 産業経済編Ⅱ 第二次産業』。
- 神戸市保育園連盟編（1977）『神戸の保育園史』。
- 三瓶孝子（1957）「日本における婦人労働の歴史—婦人労働運動史—」大河内一男・磯田進編『講座 労働問題と労働法』（第6巻婦人労働），弘文館。
- 静岡市茶流通業史編集委員会編（2000）『静岡で活躍した外国茶商のこと』静岡茶商工業協同組合。
- 白鳥博巳・岡あつし（2006）「日本茶輸出の歴史に学ぶもの—清水港茶直輸出開始から百年—」（『緑茶 通信』第18号）。
- 進藤竹次郎（1958）『日本綿業労働論』東京大学出版会。
- 千本暁子（1990）「日本における性別役割分業の形成—家計調査をとおして—」荻野美穂・田邊玲子・姫岡とし子・千本暁子・長谷川博子・落合恵美子『制度としての〈女〉—性・産・家族の比較社会史』平凡社。
- （1996）「20世紀初頭における女性の有業率とM字型就労」（『阪南論集 社会科学編』第32巻第2号）。
- （1998）「明治期紡績業における通勤女工から寄宿女工への転換」（『阪南論集 社会科学編』第34巻第2号）。
- （1999）「20世紀初頭の紡績業における母親女工とその就労継続策」（『同志社商学』第50巻第5・6号）。
- 津田真澂（1956）「日本の都市下層社会—明治末期のスラムをめぐって—」（『経済学論集』第24巻第2号）。
- 寺本益英（1999）『戦前期日本茶業史研究』有斐閣。
- 東洋経済新報社（1927）『明治大正国勢総覧』。
- 内藤知美（2000a）「明治前期の幼児教育における19世紀アメリカの影響(2)—お茶場学校の活動とその意味—」（『日本保育学会大会研究論文集』第53号）。
- （2000b）「横浜お茶場学校—保育・託児所の試み—」（『舞々』第20巻）。
- 西川武臣・伊藤泉美（2002）『開国日本と横浜中華街』大修館書店。
- 西成田豊（1985）「女子労働の諸類型とその変容—1890年代-1940年代—」中村政則編『技術革新と女子労働』国際連合大学。
- 日本茶輸出百年史編纂委員会（1959）『日本茶輸出百年史』。
- 農山漁村文化協会編（2008）『茶 大百科Ⅰ 歴史・文化／品質・機能性／品種／製茶』。
- 服部一馬（1958）「横浜茶貿易の発展と衰退」（横浜市茶商組合『横浜茶業誌』）。
- 兵庫県（1980）『兵庫県史』第5巻。
- 布施晶子（1979）「戦前の労働者家族の状態—既婚の婦人の就業を中心に—」（上）（『歴史評論』第347号）。
- 淵野修編（1957）『横浜今昔』毎日新聞横浜支局。
- 法政大学大原社会問題研究所編（1986）『社会・労働運動大年表』第1巻，労働旬報社。
- 細井和喜蔵（1954）『女工哀史』岩波書店。底本は細井（1925）『女工哀史』改造社。
- 三宅明正（1985）「都市下層の女子労働」中村政則『技術革新と女子労働』東京大学出版会。
- 村上はづ（1982）「産業革命期の女子労働」女性史総合研究会編『日本女性史4 近代』東京大学出版会。
- 山本俊一（1982）『日本コレラ史』東京大学出版会。
- 横浜開港資料館編（1988）『市制施行と横浜の人びと—明治20年代の横浜—』。
- 横浜市（1968）『横浜市史』第4巻下。

横浜市役所（1932）『横浜市史稿 風俗編』。

横浜新報社（1903）『横浜繁盛記 附・神奈川県紳士録』。

横山源之助（1949）『日本の下層社会』岩波書店。底本は横山（1899）『日本之下層社会』教文館。

Gribble, Henry (1885), "The Preparation of Japan Tea", *Transaction of the Asiatic Society of Japan*, vol. 12.

Irish University Press Shannon Ireland (1971), *British Parliamentary Papers Japan 3*, General Affairs Session 1871-99.

Ukers, W. H. (1935), *ALL ABOUT TEA*, Vol. 1, New York: Tea & Coffee Trade Journal Co. 同書は小川後楽監修・寺本益英編（2003）『日本茶業史資料集成』第14冊、文生書院に再録され、また本稿で参照した同書のChapter16は、静岡大学 ALL ABOUT TEA 研究会編訳（2006）『日本茶文化大全』知泉書館で翻訳されている。

【新聞・雑誌・統計書・*Japan Directory*】

『神戸又新日報』。

『朝野新聞』。

『東京朝日新聞』。

『東京日日新聞』。

『東京横浜毎日新聞』（1879年に『横浜毎日新聞』が改題したもの）。

『毎日新聞』（1886年に『東京横浜毎日新聞』が改題したもの）。

『横浜毎日新聞』。

『読売新聞』。

『労働世界』第15号、1898年7月1日。

『労働世界』第28号、1899年1月15日。

『労働世界』第39号、1899年7月1日。

『日本帝国統計年鑑』第15回、1896年。

『日本帝国統計年鑑』第20回、1901年。

Japan Directory（本稿では立脇和夫監修『ジャパン・ディレクトリー 幕末明治在日外国人・機関名鑑』（全48巻、ゆまに書房、1996-97年を使用）。